

松本市災害見舞金について

1 災害見舞金とは

松本市では、市内において発生した自然災害や火災などにより被災された世帯に、その被害の程度に応じて災害見舞金を支給します。

2 見舞金の支給金額

見舞金の支給金額は次のとおりです。

被害の種類		被害の程度	見舞金額
住居	損壊、焼失、流失、土砂流入	全壊 (被害面積延床面積の 70%以上)	1 世帯につき 500,000 円以内
		大規模半壊 (被害面積延床面積の 50%以上 70%未満)	1 世帯につき 200,000 円以内
		半壊 (被害面積延床面積の 20%以上 50%未満)	1 世帯につき 50,000 円以内
	床上浸水	被害面積が延床面積の 20%以上	1 世帯につき 50,000 円以内
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの	1 世帯につき 20,000 円以内
避難勧告による避難		家族、家財を移し、避難したもの	1 世帯につき 50,000 円以内
負傷		1 カ月以上の入院加療を要したもの	1 人につき 30,000 円以内

※対象とならないもの

- ・ 自己または家族の故意によるもの
- ・ カーポートや物置等
- ・ 事業所における建物
- ・ リ災証明書に記載されている被害の程度が「一部損壊」の場合
- ・ 被災者生活再建支援金が支給される場合は支給対象とはなりません。

3 申請の方法

リ災証明書もしくは、市役所担当課による家屋等被害状況調査の結果により、支給対象となる世帯には地域づくり課からご連絡いたします。